

物品購入等契約に係る取引停止等の公表について

■取引停止措置業者一覧

「物品購入等契約に係る取引停止等について」により、取引停止措置を行った業者は以下のとおりです。

取引停止措置業者名	所在地	取引停止期間	事実関係の概要
コソヨシ株式会社	名古屋市中区栄3丁目8番120号	自 令和7年5月2日 至 令和7年6月1日	令和7年2月5日付けで契約を締結した「労働者派遣業務一式」において、期日までに派遣労働者を派遣することができないことから、本契約の履行が困難である旨の理由による契約解除の申出があり、本学はこれを了承し契約解除とした。 このことは本学「物品購入等契約に係る取引停止等について」第3別表の第4(契約違反)に該当することから左記の措置を行った。